

箕 面 市 立 保 育 所

機 械 警 備 業 務 委 託 仕 様 書

箕面市立保育所機械警備業務委託仕様書

箕面市立保育所機械警備業務の内容等については次のとおりとする。

1. 委託業務の範囲について

(1) 実施場所

市立保育所 4 所（所庭を含む）

箕面市立桜ヶ丘保育所 （箕面市桜ヶ丘3-12-5）

箕面市立萱野保育所 （箕面市萱野1-19-30）

箕面市立稲保育所 （箕面市船場西1-11-9）

箕面市立東保育所 （箕面市栗生外院 5-2-1）

(2) 業務の開始

契約書と同じ。

ただし稲保育所は平成 31 年度以降に民営化を予定しており、民営化を実施する年度より委託業務対象外とし、甲と乙が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

(3) 警備実施方法

異常事態を自動的に甲へ通報する機能及び異常事態を認知した際に通報する機能（非常ベル・非常通報ペンダント）を有する警報装置を設置し、機械警備を行う。異常事態を覚知した際は、関係機関への通報連絡及び初期（緊急）出動の対応を行う。

- ・ 受託者の電話回線の使用は可とする。
- ・ 回線の種別はアナログとする。

(4) 警備時間は概ね次のとおりとする。

平日：閉所時間

土・日曜日・祝祭日その他休日：終日

非常ベル及び非常通報ペンダントによる通報に対応する時間は、閉所時間を含め終日とする。

2. 損害賠償等について

乙が機械警備中に明らかに乙の責に帰すべき理由により損害を生ぜしめた場合の損害賠償等については、次のとおりとする。

(1) 身体上の損害について

被害者 1 名につき最高 1 億円とする。

（ただし、1 事故について最高 10 億円とする。）

(2) 財物上の損害について

1 事故について最高 10 億円とする。

(3) 請求期限等について

乙は、甲から報告書等により、その事実を知った日から7日以内に書面をもって請求がなされた場合に限り、損害賠償の責を負うこととする。

3. 警備機器類の設置条件

乙は、警備のために必要な機器類の設置を次の条件で設置しなければならない。

- (1) 設置、撤去に要する経費は、乙がすべて負担すること。
- (2) 設置する前に、必ず甲と打ち合わせを行い承認を受けること。
- (3) 本契約の受託者が現受託者から変更となる場合は、警備機器の設置（交換）等の工事日程等は、甲と現受託者と十分に調整を行い、甲の承認を受けること。
- (4) 設置器具、配線等については、契約期間内は受託者が保証するものとし、定期的に保守管理を行い、その費用は乙が負担すること。ただし、甲の責任において機器類を破損した場合は、この限りでない。

4. 仕様書の作成

入札後、甲と協議のうえ乙が警備計画書を作成すること。なお、警備計画書は、原則として施設ごとに作成すること。

5. その他

- (1) 入札の前に現地の確認等を希望する者は、担当者に必ず事前に申し出たうえ、その方法等について指示を受けること。
- (2) 契約期間の変更、契約対象施設の増改築等により業務委託料に変動が生じる場合には、甲及び乙双方が協議のうえ、対応するものとする。
- (3) 警備キー等の必要数は下記のとおりとする。
 - ・ 各園警備キー 13本×4所＝52本
 - ・ 幼児教育保育室保管分警備キー4所分 4本
 - ・ 非常通報ペンダント10個×4所＝40本